

監査公表第26号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年3月19日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

監査結果の措置対象

新城市いきいきライフの館の指定管理者 公益社団法人新城市シルバー人材センター
所管部課 健康福祉部高齢者支援課

監査結果報告年月日

令和5年12月18日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年3月8日

講じた措置等の内容

【公益社団法人新城市シルバー人材センター】

《指示事項1》

指定管理業務契約の決裁書類において、日付の整合性がとれていないものが見受けられたので、適正な事務執行に努められたい。

《是正措置内容》

当センターにおいて、文書事務職員勉強会を令和6年2月6日に実施しました。その中で決裁における起案の妥当性の確認やコンプライアンスなどについて職員間で情報共有しました。

今後のさらなる研修等を通じ、より一層、適正な事務処理を行える環境を構築していきます。

【健康福祉部高齢者支援課】

《意見1》

初年度に基本協定書で交わされた指定管理業務の内容が、少しずつ実態に合わなくなってきたので、次回の更新時には見直しを行うようにしていただきたい。

《是正措置内容》

令和7年度の指定管理者の指定までに基本協定の内容について、現在の指定管理者

と管理内容についての協議を行い見直しを進めてまいります。

《意見2》

いきいきライフの館は、これからも高齢者にとって必要とされる施設であるので、公共施設個別施設計画に沿って継続的に維持管理していただきたい。

《是正措置内容》

いきいきライフの館は長寿命化の対象施設でもあることから、今後も公共施設個別施設計画に沿って継続的に維持管理してまいります。